



平成26年7月28日
内閣府（防災担当）

中央防災会議「防災対策実行会議」（第4回） 議事概要について

1. 専門調査会の概要

日時：平成26年3月18日（火）18：15～20：00

場所：官邸2階大ホール

出席者：＜閣僚委員＞菅内閣官房長官（座長）、古屋防災担当大臣、伊藤総務大臣政務官、
土井国土交通大臣政務官
＜学識経験者委員＞大原、河田、岸谷、河野、小室、野口、橋本、増田、村野、
森、吉井各委員
＜その他＞杉田内閣官房副長官、西村内閣府副大臣、亀岡内閣府大臣政務官、
西村内閣危機管理監

2. 議事概要

（1）座長挨拶（内閣官房長官）

本日のテーマは、南海トラフ地震・首都直下地震などの我が国において予想されている大規模なこうした災害に対して、どのように適切に備え、防災・減災対策を迅速に実行に移し、その被害を最小限に抑えるか。委員の皆様の闊達なご議論をお願いしたい。

（2）自由討議等

委員からの主な意見等は次のとおり。

■議題1：南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法関係

- 大阪府で南トラ地震に係る被害想定を作成したが、液状化による非常に大きな被害が見込まれているところ。地域指定に当たっては、そのような特殊な事情を考慮いただきたい。今般の指定で困難な場合は、追加の指定について柔軟にご対応いただきたい。
- 和歌山県などにおいては、地震から極めて短時間で津波が押し寄せるといような状況を聞いている。集団移転について促進をお願いしたい。
- 災害対策では早くできるものと時間がかかるものがあると思うが、早くできるものは可能な限り早く対応してもらいたい。また、そのための実施手順（マイルストーン）の明確化をお願いしたい。
- 自主防災組織等の地域の防災リーダーを育成することが重要。長岡市では386人を防災安全士として認定した。参考にしてもらいたい。

- 名古屋の被害想定に関わっているが、津波だけでなく、液状化・地盤沈下・堤防沈下が発生し、浸水地域で被害が生じるおそれがある。被害局限化のため、住民を迅速に避難させるよう、広報を適切に行うことが重要。
- 大規模地震により被害を受けた地域をどのように復興させるのか、事前に考えておくことが必要。

■議題2：首都直下地震対策特別措置法関係

- 耐震化率の考え方の整理が必要。また、リスクコミュニケーションに対する仕組みを作り、訓練を実施すべき。政府 BCP の策定について、参集して業務に当たるだけでなく、自宅でのテレワークの活用も視野に入れるべき。
- 首都直下地震においては火災対策が重要。火災対策は個人で出来るものに限界があるため、地域全体で取り組むことが重要。また、政府 BCP はかなり出来てきたが、物資等についても民間企業に依存する部分が多い。実際にワークする仕組みとなっているか、第三者的に絶えず検証を行っていく必要がある。
- 政府 BCP の策定に当たって、旅行者を含む在日外国人に係る安否確認に日本は十分に協力をして、在日外国人の安全確保に全力を向けるというメッセージを強く出すことが重要。
- 東日本大震災の際、被用者の外国人は日本政府の発表を信用せず、自国政府の発表に信頼を置いていた。適切な情報を迅速に在日外国人に提供するためには、政府間での緊密なコミュニケーションが重要。
- 政府 BCP における首都機能代替地の検討について、立川以遠の検討状況は。首都直下地震は首都圏だけの問題ではなく、全国的な問題であるが、首都圏以外での関心が低い。
- 東京への人口集中に対する対策が重要。首都圏の中での分散化を進めるべき。サラリーマンに通勤手当を支給することにより、職住近接が阻害されている面もある。また、東京から 50～100km 圏を一つの目安として首都機能移転の議論も視野に入れて検討を進めるべき。
- 「感震ブレーカー」について記載があるが、国民の認知率は低い。意識啓発に注力いただくとともに、インセンティブの付与なども検討し市場メカニズムを活用して普及を図ることも検討すべき。
- 感震ブレーカーは停電になっていないにもかかわらず真っ暗になってしまい、階段で転倒などかえって危険な面もある。
- 太陽光パネルによる個人の家庭用発電が普及しつつあるが、通電火災のリスクもある。感震ブレーカーとセットで普及させるべき。

■議題3：個別案件

- 学校・家庭・企業・外国への災害情報に係るコミュニケーションの在り方が極めて重要。大綱の中でも特出しすべき。
- 大規模災害時のライフラインの復旧は民間企業任せになっているが、政府が調整機能を発揮すべき。遺体の取扱いについて事前にガイドラインを定めておくことが有効。
- 訓練を積み重ねて高度化させ、地域で成果を共有することが重要。防災は行政全体に関わることであり、地方自治体においても「防災」担当部署だけでなく役所全体で防災意識を共有すべき。
- 防災に対する「地域の意識・意欲」ということが重要であり、そのような趣旨を大綱にも記載すべき。
- 災対法は市町村がファースト・レスポnderと規定しているが、大規模災害時には国がファー

スト・レスポonderとなる。

■その他

- 燃料備蓄に係る消防関連法の規制緩和が必要。また、引き続き中堅企業への BCP 策定支援をお願いしたい。

<本件問い合わせ先>

内閣府政策統括官（防災担当）

参事官 青柳 一郎

企画官 馬場 純郎

参事官補佐 加藤 隆佳

TEL : 03-3501-5408（直通） FAX : 03-3503-5690